

第10節 観光客等対策計画

1. 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び村とする。なお、具体的な対策の実施には、「沖縄県観光危機管理計画」を基付き作成した、「渡嘉敷村観光危機管理計画」に基づいて、観光客等への対策を行う。避難計画の基本的な事項は「第8節 避難計画」のとおりである。

2. 避難情報の伝達及び避難誘導（総務対策班、観光産業対策班、船舶対策班）

1) 村の役割

村は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、村職員、消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

2) 観光施設等の役割

津波情報や村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3) 交通機関の役割

津波情報や村の避難情報を把握した場合、船舶対策班は、フェリーターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3. 避難収容（総務対策班、教育対策班、観光産業対策班）

1) 収容場所の確保

村は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

2) 安否確認

村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

3) 飲料水・食料等の供給

村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4. 帰宅支援（観光産業対策班）

1) 情報の提供

村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

2) 帰宅困難者対策

村及び県は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が村内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、回転翼機及び船舶等での輸送について、航空会社等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。